

令和8年2月27日

平素より大変お世話になっております。衆議院議員の村井英樹です。事業者の皆様向けの新たな対策が措置されましたので、お知らせ致します。是非ご活用下さい。

1. 【事業者向け設備導入応援補助金】(さいたま市) P4～5

前回大人気

～費用の2/3・上限1000万円補助、前回実施時は応募多数で早期に〆切～

製造現場での自動化設備や、サービス業でのセルフオーダーシステムなど、省人化・省力化・業務効率化を実現する設備導入を補助。市内に事業所を有する中小企業等(個人事業主を含む)が対象。申請受付は、3/13(金)～3/31(火)まで。(※ 申込が予算に達し次第、募集締切となります)

2. 【デジタル化・AI導入補助金】(経産省) P6 ～小規模事業者は最大4/5補助～

「勤怠管理ツール」や「会計・受発注・決済ツール」、「セキュリティソフト」など、ビジネスにおけるソフトウェアの導入を支援。また、インボイス対応のため「会計・受発注・決済ツール」とともにPCやタブレット、レジ・券売機等のハードウェアを導入する場合、ハードも補助対象となります。申請受付開始は、3/30(月)からを予定しております。

3. 【中小企業省力化投資補助金(カタログ型)】(経産省) P7

～前回より対象商品が充実。簡易な申請手続きです。是非ご確認下さい!～

自動清掃ロボット、自動配膳ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、測量機、無人搬送車など、カタログに掲載された業界ごとの汎用製品の導入を1/2補助します。カタログは補助金HP(https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/)から確認いただけます。掲載製品は前回案内時から多数追加されていますので、是非ご確認ください。補助上限額は、従業員数ごとに異なり、賃上げを行った場合、上乘せとなります。

申請は随時受け付けております。

- ・従業員数5名以下 200万円(300万円)
- ・従業員数6～20名 500万円(750万円)
- ・従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円)

4. 【中小企業省力化投資補助金(一般型)】(経産省) P8

～現場に即したオーダーメイド型の設備導入で、人手不足解消を目指す取組を支援～

工程の効率化を目指すため、現場の事情に応じて構築した設備・システムを導入する際、1/2～2/3を補助します(従業員の数に応じて上限750万円～1億円)。

例えば、製造業の現場で、最新のAI技術とカメラを組み合わせた自動検査装置を導入する際や、通販事業の現場で、倉庫管理・自動梱包システムをオーダーメイドで開発する際などにご利用いただけます。現在受付中で、次回公募も追って実施予定となっています。

5. 【ものづくり補助金】(経産省) P9

～新しい製品・サービス開発を行い、付加価値を生み出す取組を支援～

革新的な新製品・新サービスの開発により高付加価値化を目指すため、新たな設備・システムを導入する際 1/2～2/3 を補助 (従業員数に応じて上限 750 万円～2500 万円)。

申請は、4/3 (金)～5/8 (金) で受付予定となっています。

6. 【賃上げ等のための補助金】(厚生労働省)P10 ～多くの事業者にご活用頂いています～

・ 事業場内最低賃金を引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成。助成額は賃金の引上げ額と、対象人数によって上昇します。令和8年度の申請期間は9/1から。【業務改善助成金】

・ パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げや正社員化を支援します。中小企業も大企業も利用可能です。申請期限は随時受け付けています。

【キャリアアップ助成金】

・ 雇用管理改善につながる制度 (賃金規定、諸手当、人事評価、職場活性化、健康づくり等) の導入や、雇用環境の整備 (従業員の作業負担を軽減する機器等の導入) により、離職率低下を実現した事業主に要した費用の一部を助成。【人材確保等支援助成金】

7. 【新事業進出補助金】(経産省) P11 ～新規事業への挑戦を支援～

食品卸売事業者が料理店に取り組んだり、農業者が新しい加工食品を開発して販売するなど、既存事業と異なる事業に挑戦し、新市場・高付加価値事業への進出を目指す中小事業者の設備投資を支援。補助率は1/2で、従業員の数に応じて、最大9000万円まで補助。申請は2/17 (火)～3/26 (木)まで。

8. 【省エネ補助金】(経産省) P12 ～エネルギー効率の高い設備への更新を補助～

空調、冷凍冷蔵設備、ボイラー、その他生産設備など、高い基準を満たした設備に更新する際、1/3 を補助 (最大1億円)。1次公募の申請は3月下旬から開始予定。

9. 【中小企業成長加速化補助金／中堅等大規模成長投資補助金】(経産省) P13

～大規模な投資を行う際の補助金～

(中小企業成長加速化補助金) : 売上高100億円超を目指して大胆な投資を進めようとする中小企業を支援 (補助率1/2、最大5億円)。申請は2/24 (火) から3/26 (木) 15時まで。

(中堅等大規模成長投資補助金) : 常時使用する従業員が2000人以下の会社等を対象に、大規模投資を支援 (補助率1/3、最大50億円)。申請は2/27 (金)～3/27 (金)まで。

10. 【小規模事業者持続化補助金（通常枠／創業型）】（経産省）P14

～小規模事業者による販路開拓を支援～

小規模事業者の方が、新たな販路を開拓するため、新商品を開発したり、サービスをPRするためのリーフレットを作成したりする経費等を補助（補助率 2/3、上限最大 250 万円）。創業後 1 年以内の事業者は「創業型」の枠で申請可能。

申請期間はいずれの枠も、3/6（金）～4/30（木）。

11. 【Go-Tech 事業】（経産省）P15

～中小企業が研究機関等と連携して行う研究開発を支援～

中小企業が、大学・公設試験研究機関等と連携して行う、事業化を見据えた研究開発・試作品開発等を行う場合、最大 3 年間支援。補助率は中小企業等については 2/3、大学・公設試等については定額。補助額は最大 3 億円（3 年度合計）。

令和 8 年度公募の申請期間は 2/16（月）～4/17（金）。

12. 【M&A 支援税制】（経産省）P16 ～M&A に要した費用の損金算入～

中小企業・中堅企業による M&A を支援するため、準備金制度を拡充。従来制度では、中小企業が M&A を行う際、そのために要した費用の 70%を、その年の損金に算入でき、5 年間の据え置き期間の後、その額の 1/5 ずつ 5 年間にわたり益金に参入するという仕組みでした（中堅企業は対象外）。これを拡充し、1 回目の M&A から 5 年以内に 2 回目の M&A を実施する場合は、要した額の 90%を損金算入でき、10 年間の据置とし、さらに、3 回目以降の M&A を実施する場合は 100%を損金算入できる仕組みとしました。 中堅企業は 1 回目の M&A は対象になりませんが、2 回目以降の M&A は対象となります。

何かございましたらお気軽に村井英樹事務所にご連絡下さい。迅速に対応させていただきます。

浦和区の方 （担当：相馬 090-1218-3091、尾崎 080-5378-9403）

緑区の方 （担当：石井 080-5505-1911）

見沼区の方 （担当：舟本 080-6888-2962）

その他の地域の方（担当：二宮 090-8313-0955）

第2回さいたま市

事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付のご案内

市内企業等がエネルギー価格の上昇に伴うコスト増加に加え、人手不足等への対応として、自社において省人化、省力化又は業務効率化等に資する設備※1を導入・更新する際に係る経費の一部の補助について申請を受付します。

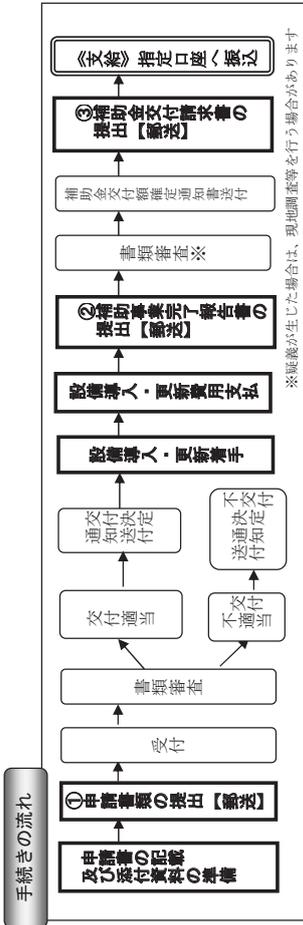
本補助金は、市内企業の持続的な成長を支援するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

※1 国又は地方公共団体等の他の補助金の支給を受けている又は、支給を受ける予定のある設備は対象外です。

これらの補助金と重複して支給を受けた場合は、本補助金を返還していただきます。

申請期間：令和8年3月13日（金）から同年3月31日（火）まで【当日消印有効】

- ※消印日等の基準による先着順での受付（全ての書類が揃った時点を受付日とする）となります。
- ※書類の不備等がある場合は、全ての書類が揃うまで、受付とはなりません。
- ※補助金の予算額に達し次第、受付を終了とし、同日に予算残額を上回る申請があった場合、抽選による受付となります。



■補助金の不正受給は重大な犯罪です■

虚偽の申請、虚偽の報告その他の不正行為により、補助金を受け取った場合は支給を取り消し、補助金は返還していただきます。悪質な場合は、刑事告訴をすることがあります。

<問い合わせ先>

さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）コールセンター

電話番号048-829-1402（平日8:30~17:15）

1. はじめに

本補助金の申請期間は、令和8年3月13日（金）～同年3月31日（火）になりますが、予算に達し次第募集が締め切りになりますのでご了承ください。また、本補助金の交付決定を受けた日以降に、設備等の契約等を行い、令和9年1月29日（金）までに設備の設置、支払及び補助事業完了報告書提出する必要があります。

2. 補助対象者

(1) 市内に事業所を有し、1年以上の事業継続実績を有する中小企業者

※中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する企業及び個人（下記のいずれかを満たすこと）

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

(2) 市内に事業所を有し、中小企業者を除く常時使用する従業員数が2,000人以下の会社及び個人

※産業競争力強化法第2条24項に規定する中堅企業であって、1年以上の事業継続実績を有する者
<対象外>

- ア 主たる事業が日本標準産業分類における大分類「農業」に該当する者
- イ 会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人（＝非営利法人等）例）宗教法人、医療法人、社団法人、協同組合、NPO法人など
- ウ 上記①～④を除く大企業、又は次のいずれかに該当する中小企業者
 - ・発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している企業
 - ・発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
 - ・大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
- エ 性別関係連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性別関係連特殊営業）
- オ 宗教活動又は政治活動を目的とする者

3. 補助対象事業

事業者向け設備導入応援補助金の交付決定を受けた方は対象外となります。

以下のすべてを満たす事業である必要があります。

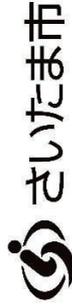
- 市内に所在する自社の事業所への省人化、省力化又は業務効率化に資する設備の導入又は更新を行う事業であること
- 導入又は更新する設備及びその他経費の詳細については、次表のとおり

種別	基準
設備（機械・装置・システム）購入費	省人化、省力化又は業務効率化に資する機械・装置・システム・ソフトウェア等の購入（新設・更新いずれも対象）に要する経費
工事費	上記の機械・装置・システム等を設置する際に発生する届付工事費（機械・装置等の設置と一体で捉えられずに設置する）
技術導入費	上記の機械・装置・システム等を設置する際に必要となる外部技術指導等に要する経費
専門家謝金等	本補助金の申請及び報告に必要となるコンサルティング料又は専門家への謝金
	※30万円（税抜）を上限とする
	※運搬費含む

○補助金の交付決定後に事業に着手するとともに、令和9年1月29日（金）までに補助事業を完了し、かつ補助事業完了報告書（様式第7号）を提出できること

○現に専ら事業の用に供する設備であること

○導入又は更新する設備が国又は地方公共団体等の補助金を受ける予定のある設備ではないこと



さいたま市

4. 予算 ※2つの投資枠を設けそれぞれ予算を定めます。

○予算：小規模投資枠予算額 14,400万円＋大規模投資枠予算額 41,600万円＝予算総額 56,000万円
※補助金交付申請額 500万円以下は、小規模投資枠となります。
※補助金交付申請額 500万円超から1,000万円以下は、大規模投資枠となります。

5. 補助金額

○補助率：補助対象経費の総額の3分の2以内（千円未満切捨て）
○補助上限：小規模投資枠補助上限額 500万円、大規模投資枠補助上限額 1,000万円
※どちらの投資枠に該当するかは、申請書及び添付資料の内容を基に本市にて総合的に判定します。申請者が任意で投資枠を選択するものではありません。

6. 補助対象外経費

以下による設備購入費及び経費等は対象外となります。

- 1) 交付決定前に発生した経費 ※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
- 2) 既存設備の処分等に係る費用
- 3) 土地、建物、構築物、簡易建物（コンテナ、ドームハウス等）の取得費用及びこれらを作り上げるための組み立て用部材の取得費用
- 4) 自動車等車両の購入費、修理費、車検費用
- 5) 汎用性が高い設備。ただし補助事業に専用的に使用するものに限る対象とする。
- 6) 他者に賃貸する等、第三者が主に使用する設備
- 7) 各種保険料
- 8) 補助対象経費の補助対象事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費
- 9) リース、レンタル、割賦販売により導入する機械設備に係る経費
- 10) 消費税及び地方消費税相当額
- 11) その他補助対象事業に係る経費として、適切に認められなければならないもの

7. 申請方法

郵送による申請 ※追跡記録が可能な郵送方法をお願いします

＜申請書類の郵送先＞ 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所経済局商工観光経済政策課 事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）係 行

※消印日等の基準による先着順での受付（全ての書類が揃った時点を受付日とする）となります。

※書類の不備等がある場合も、全ての書類が揃うまで、受付とはなりません。

※補助金の予算額に達し次第、受付を終了とし、同日に予算残額を上回る申請があった場合、抽選による受付となります。

●申請書は、市ホームページからダウンロードしてください。

【検索方法】 トップページ ＞ 事業者向けの情報 ＞ 届出・手続き ＞ 助成金・補助金 ＞ 「第2回さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）」について

●必要書類

- 1) 「さいたま市事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）交付申請書（様式第1号）」
- 2) 添付資料については、[10. 添付書類](#)を参照してください。

8. 補助事業の内容に変更が生じた場合

導入・更新する設備の内容、設備購入費、工事費等に変更が生じた場合は、内容変更等承認申請書（様式第5号）の提出が必要となる場合がありますので、変更前にお問い合わせください。

※補助金交付決定額の減額を伴う変更や、導入・更新する設備の種類の変更、また補助事業を中止する場合などは、必ず内容変更承認申請書（様式第5号）の提出が必要となります。

※補助事業内容の変更により補助金交付決定額を増額することはできません。

※補助金の内容は内容変更承認を受けずに補助事業を進めた場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

9. 補助事業完了後

「補助事業完了報告書（様式第7号）」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて補助事業の完了日（納品・設置・支払いがすべて完了した日）から30日以内もしくは令和9年1月29日（金）のいずれか早い日（必着）までに郵送により提出してください。

※期限までに提出されない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

※「補助事業完了報告書（様式第7号）」が提出された後、書類審査を実施します。

※書類審査にて疑義が生じた場合は、現地調査等を行う場合があります。

※書類審査後、「補助金交付額確定通知書（様式第8号）」を送付しますので、その後「補助金交付請求書（様式第9号）」に必要事項を記入し、添付書類とあわせて郵送により提出してください。

10. 添付書類

(1) 申請書類の提出

- ・事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）補助事業計画書（様式第1-2号）
- ・申請者を証する書類
- （法人）登記簿謄本又は法人登記情報等
- （個人事業主）マイナンバーカード又は運転免許証等
- ・継続して1年以上の事業実績を証する書類
- （法人）確定申告書別表一及び、法人事業概況説明書
- （個人事業主）確定申告書又は、売上帳簿及び許認可証の写し等
- ・市内の事業所を証する書類（不動産登記簿謄本又は、固定資産税評価証明書等）
※自社が所有する物件ではない場合は、賃貸借契約書等の写し
- ・設備に係る書類（見積書、設備の仕様が分かる書類（カタログ等） ※見積書は税抜きのものでいただけます。
- ・技術導入費及び専門家謝金に係る書類（見積書等） ※見積書は税抜きのものでいただけます。
- ・事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）申込に係る誓約書（様式第1-3号）
- ・添付書類チェックリスト

(2) 補助事業完了報告書の提出

- ・設備を納品、工事等により更新し、その明細がわかる納品明細書、工事完了明細書等の書類
- ・支払いを証する書類（預金通帳の写し等）
- ・設備の仕様等が分かる書類（カタログ等）
- ・設備の設置写真等

(3) 補助金交付請求書の提出

- ・補助金交付額確定通知書の写し
- ・振込先口座が分かる書類（通帳の口座情報の記載ページ等の写し等）

11. 注意事項

- ・計画の検討に際して外部の支援を受ける場合には、作業等にかかる実際の費用等とくい離した高額な成功報酬等を請求する悪質な業者等にご注意ください。
- ・補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用しポイント等が付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払い時にポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができれば、その金額分を補助対象外経費として減算し、その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません。
- ・補助金交付決定通知書の採択結果は、提出いただいた事業計画に記載のある補助対象経費の全額に対して、補助金の交付を確定するものではありません。補助事業完了報告書の結果、補助対象外経費が含まれていた場合などは、交付決定額が減額又は全額対象外となる場合があります。
- ・補助金の要綱及びFAQ等をご覧いただき、ご不明点があれば表紙に記載の問い合わせ先にご連絡ください。

令和8年1月
時点版

生産性向上を目指す皆様へ

「デジタル化・AI導入補助金」で IT導入・DXによる生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数者連携デジタル化・AI導入枠

- ・10以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- ・令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<活用イメージ・補助率等> ※内容は変更となる可能性があります

枠/ 類型	通常枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
		複数者連携デジタル化・AI導入枠	インボイス対応類型	
活用 イメージ	ITツールを導入し、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	サイバーセキュリティ対策を進める
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用）に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象	ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）（※1）
補助 額	・ITツールの業務プロセスが1～3つまで： 5万円～150万円 ・4つ以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費： 200万円	ITツール： 1機能： ～50万円 2機能以上： ～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	5万円 ～150万円
補助 率	中小企業：1/2 最低資金近傍の事業者（※2）：2/3	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費： 1/2	中小企業： 1/2 小規模事業者： 2/3

（※1）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊」リストに掲載されたサービス。
（※2）令和6年10月1日から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が2割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！**

インボイス枠

- ・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト

準備が整い次第、速やかに公募を開始。
※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための 中小企業 省力化投資補助金

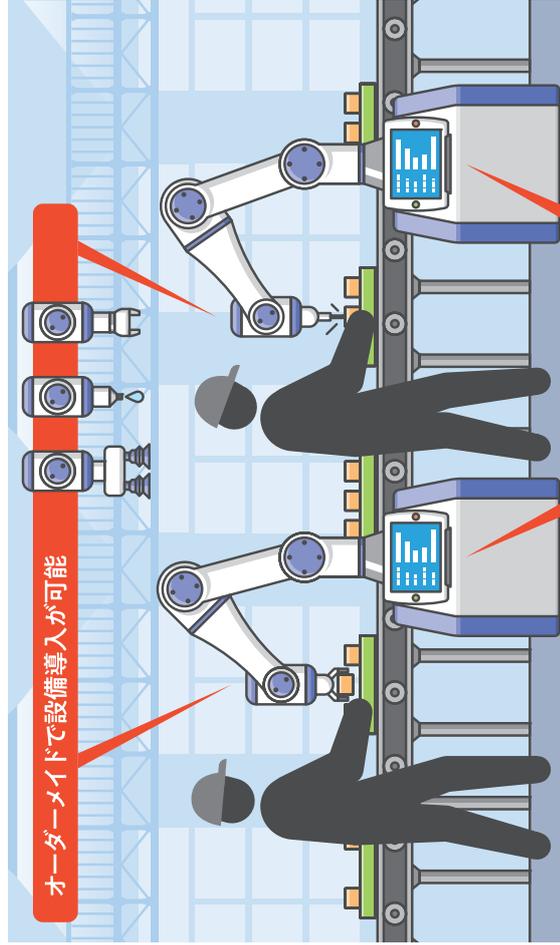
事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 [公募回制]

補助率 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額 **最大1億円**

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅買上げ特例(補助上限額アップ)、最低買金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。



オーダーメイドで設備導入が可能

機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、買上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資 補助金 一般型

補助率 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額 **最大1億円**

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組みものが対象です。

● 基本要件

- 労働生産性の年平均成長率が4%以上増加
 - 1人当たり給与と支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加
 - 事業場内最低買金が事業実施都道府県における最低買金+30万円以上の水準
 - 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を公表など（従業員数21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3年以上の事業計画に取り組みこと。
- ※最低買金引き上げ特例事業の場合、基本要件は①、②、③のみとします。※3～5年の事業計画に基づき事業を実施したと認められることにより、毎年、効果指標を提出いただき、事業成果を確認します。※基本要件が未達の場合、補助金返還義務があります。

● その他要件

- 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
 - 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
 - 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値が増加する事業計画を策定すること。
 - 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。
- ※カタログ注文型の製品がカタログに登録されていないカタログに該当する製品については、本事業で導入する場合は審査の間に考慮します。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名	小規模・再生 2/3	1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

● 補助上限額がアップする [大幅買上げ特例]の適用要件

- 1人当たり給与と支給総額の年平均成長率+6%以上増加
 - 事業場内最低買金が事業実施都道府県における最低買金+50万円以上の水準
- ※最低買金引き上げ特例事業者は除く。※上記①、②のみならず、③でも標準の場合、各申請時の事業員別個別の補助上限額との差額について補助金を返還。

● 補助率が2/3にアップする [最低買金引き上げ特例]の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低買金以上～2025年度改定の地域別最低買金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。

● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

※お電話受付は、受付時間内（平日9時～17時）に限ります。お問い合わせは、お電話でのみとなります。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

受付時間：9:30～17:30 / 月曜～金曜（土・日・祝日除く）

※通話料がかかります。お断りください。お断りの場合は、お断りの旨をお知らせください。



簡易で即効性のある省力化投資に「カタログ注文型」もご活用ください!

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充!

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組み、中小企業事業主に、外設専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に付した最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース(※2)	25～200万円	6～360万円
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合には倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上訓練を上算させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③までが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります)。

人材確保等支援助成金(雇用管理・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

これら就職困難者等を就業経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期求職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職が減少した場合に助成します。
中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍意向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ支援助成金パッケージ」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/>
| <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/>
| <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/>



すぐに取り組める省エネ!

省エネ支援制度のご案内

エネルギーコスト削減につながるような設備の運用改善、費用対効果が高い高効率な設備への更新など、

省エネルギー対策 を支援します。

2つの省エネ支援制度について

省エネ診断事業

〔令和5年度補助 中小企業等エネルギー利用調査(付随調査) (地域エネルギー利用調査、省エネルギー診断調査事業)〕

エネルギー使用状況を把握して、省エネの第一歩を



省エネの専門家による省エネ診断の費用を補助

- 短時間でニーズに応じた診断が可能
- 費用0円で始められる省エネ対策を提案
- 省エネ取り組みの計画立案を支援

こんなメリットが!

省エネ・非化石転換補助金

〔令和5年度補助 省エネ診断・投資促進・需要喚起転換促進基金(事業費補助金) 省エネ診断・投資促進・需要喚起転換促進基金(事業費補助金)〕

最長4年事業の投資・事業計画を支援

補助金上限額 最大40億円



省エネ設備の更新にかかると設備費等の費用を補助

- 設備更新の初期コストを低減
- 上昇傾向にあるエネルギー価格高騰対策
- 経済活動における生産性の向上

こんなメリットが!

省エネ診断を受け、さらに省エネ設備に更新

一般社団法人 **SiI 環境共創イニシアチブ**
Sustainable eco innovation labo

各支援制度の詳細は裏面をご確認ください

省エネ診断事業

随時受付中

事業の概要

省エネの専門家が店舗・飲食店・工場・ビル等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目を提案いたします。また希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポートをいたします。

類型	ウォークスルー診断	IT診断	Point
概要	<ul style="list-style-type: none"> 省エネの専門家が中小企業を訪問、アドバイスを実施。 工場全体の診断のほか、特定の設備に限った診断も可。 	<ul style="list-style-type: none"> 設備・プロセスごとにエネルギー使用状況を計測・分析。 計測したデータを活用し、よりきめ細やかな省エネ改善を提案。 	伴走支援 ・診断後、継続的な省エネ支援を希望する場合は、省エネお助け隊や金銭補助機関等とも連携し、設備更新計画の作成等を支援。 +
中小企業のイメージ	5,200円～44,400円 ※診断希望する設備の稼働率、中間エネルギー利用率に応じて変動	支援内容に応じた設定 ※20,000円～100,000円程度 (最大44,400円)	支援内容に応じた設定 ※10,000円～20,000円程度 (最大44,400円)
お問い合わせ先	TEL: 0470-000-680 IP電話: 042-303-0413 受付時間 平日10:00～12:00、13:30～17:00 (土曜、日曜、祭日は除く)	Point	診断後の継続的な省エネ支援を希望する場合には、診断機関による伴走支援 (設備更新計画の作成等) を受けることが可能



詳しくはこちら

省エネ・非化石転換補助金

公募制

工場・事業場全体の省エネ

事業の概要

予め指定された先進設備・システムなどを活用して工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る事業 (I型) や、ヒートポンプや低炭素工業炉、コージェネレーションなど特定の機器を導入して電化・脱炭素目的の燃料転換を行う事業 (II型)、エネルギーマネジメントシステム (EMS) を導入してエネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業 (IV型) に係る経費の一部を補助し、工場・事業場全体での省エネ取組を支援いたします。



詳しくはこちら

事業区分	事業概要	補助率	補助金上限額
(I) 工場・事業場型	SIが予め採択した⑥先進設備・システムへ更新等する事業	中小企業等 2/3以内 大企業、その他 1/2以内	40億円
(II) 電化・脱炭素燃焼型	⑥設計が伴うオーダーメイド型設備又は省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業 電化・脱炭素目的の燃料転換を伴う省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業	1/2以内 1/3以内	40億円
(IV) エネルギー需要最適化型	SIに登録された⑥EMS機器を用いて、エネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業	1/2以内 1/3以内	5億円 1億円

Point 高い省エネ効果のある設備の導入による省エネ効果の向上を促進するため、省エネ効果の高い設備の導入を補助するため、中小企業において最大限の省エネ投資を促進します。

設備単位の省エネ

事業の概要

産業現場により汎用的に使われる空調や冷凍冷蔵設備、ボイラ、工業炉などのエネルギー消費の多い設備や、印刷機などの生産設備について、定められた基準を満たした省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) に更新する事業 (III型) に係る経費の一部を補助し、設備単位での省エネ取組を支援いたします。EMSを導入してエネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業 (IV型) との併用も可能です。



詳しくはこちら

事業区分	事業概要	補助率	補助金上限額
(III) 設備単位型	SIが補助対象設備として登録および公表した省エネ効果が高い高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業 高効率空調 産業用ボイラ 業務用冷凍機 高性能ボイラ 高効率コンプレッサー 低炭素工業炉 変圧機 冷凍冷蔵設備 産業用モータ 制御駆動付LED照明器具 工作機械 プラスチック加工設備 印刷機 ダイカストマシン	1/3以内	1億円
(IV) エネルギー需要最適化型	SIに登録された⑥EMS機器を用いて、エネルギー使用状況の見える化や運用改善を図る事業	1/2以内 1/3以内	1億円 1億円

Point 高い省エネ効果のある設備の導入による省エネ効果の向上を促進するため、省エネ効果の高い設備の導入を補助するため、中小企業において最大限の省エネ投資を促進します。

お問い合わせ先 2025年公募スケジュール 1次公募: 3月31日～4月28日 2次公募: 6月上旬～7月上旬 (予定) 3次公募: 8月中旬～9月下旬 (予定)

TEL: 03-5565-3840

TEL: 042-303-0420

TEL: 0570-039-930

TEL: 03-5565-4773

TEL: 03-5565-4773

地域の持続的賃上げ、飛躍的成長を目指す中堅・中小企業の設備投資を補助します！

中小企業成長加速化補助金 中堅等大規模成長投資補助金

📄 事業目的※詳細は裏面

中小企業成長加速化補助金

売上高 100 億円超を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的。

最大5億円補助、補助率1/2

中堅等大規模成長投資補助金

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的。

最大50億円補助、補助率1/3

📄 活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上



経済産業省

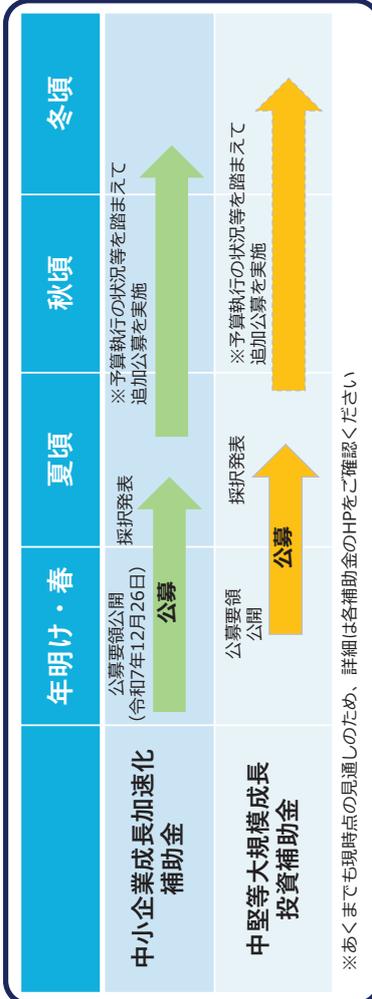


Be a Great Small.
中小機構

📄 補助事業概要

項目	中小企業成長加速化補助金	中堅等大規模成長投資補助金 (100億宣言企業)
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業	中堅・中小企業 (常時使用する従業員が2,000人以下の会社等)
補助率	1/2	1/3
補助上限額	5億円	50億円
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内	交付決定日から最長で令和10年12月31日まで
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上)	①投資額20億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②投資額15億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、5.0%以上)
補助対象経費	建物費、機材装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※詳しくは公募要領をご確認ください。	

📄 今後のスケジュールの見通し



📄 お問い合わせ先(各補助金の詳細は事務局HPをご覧ください)

中小企業成長加速化補助金
お問い合わせフォーム

事務局連絡先: 0570-07-4153
(IP電話等からのお問い合わせ: 03-4446-4307)
受付時間 平日10時~17時(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

中堅等大規模成長投資補助金
サポートセンター

準備中



経済産業省



Be a Great Small.
中小機構

販路開拓等に取り組み皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」
地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的
発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく
販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の
支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以上である事業者

【補助上限】

50万円

（特例を活用した場合は最大250万円）

【補助率】

2/3

（賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3/4）

【第19回公募スケジュール】

公募要領公開：1月28日（水）

申請受付開始：3月6日（金）

申請受付締切：4月30日（木）

【関連融資制度】

自己負担	補助対象経費総額
持続化補助金 補助率 2/3	

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

◎ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。



事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2/3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

※ 青字が本補助金の対象経費

事務局HP:



商工会地区HP



商工会議所地区HP



Gbiz ID
取得

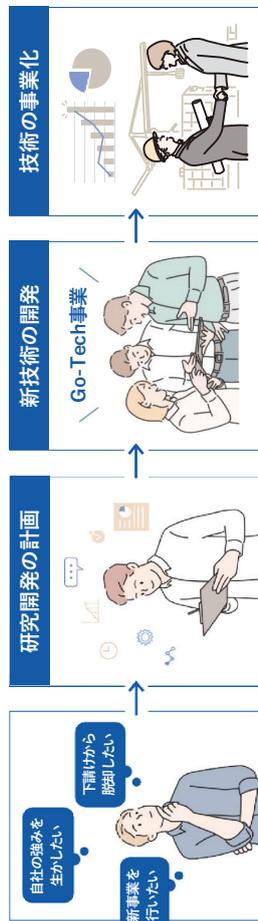
Go-Tech事業

成長型中小企業等研究開発支援事業

～中小企業が研究機関等と連携して行う研究開発を最大3年間支援～

Go-Tech事業とは

中小企業の**事業化を見据えた研究開発・試作品開発等を最大3年間** 支援します！
ものづくりやサービスの様々な分野の研究開発に利用できます。



利用者の声

- 大学・公設試等と共同体制を作り技術開発をできたことで早期の事業化につなげた。
- 本事業により新事業を立ち上げるきっかけを得られた。
- 大胆な研究開発へトライすることが可能となった。中小企業の技術開発力を高める上で必要な事業。

■ 補助上限・補助対象経費など

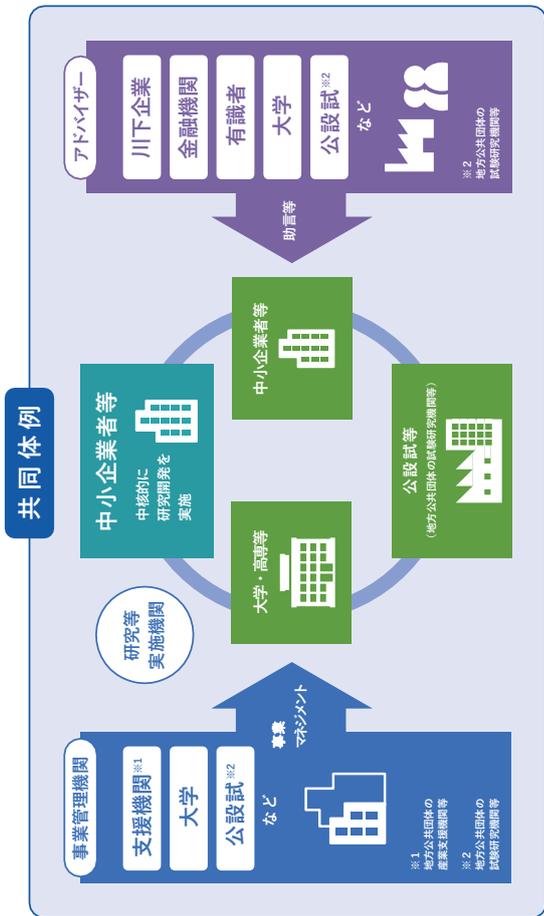
	通常枠	大型研究開発枠
事業期間	最大3年間	
補助上限	単年度：4,500万円	単年度：1億円
	3年度合計：9,750万円	3年度合計：3億円
補助率	中小企業者等：2/3以内 <small>※事務所所得15億円超中小企業等は1/2以内</small>	大学・公設試等：定額
補助対象経費	人件費・補助員人件費・謝金・機械装置等の設備備品費、消耗品費、委託費等	

※詳細は公募要領参照

機械設置等の設備備品費だけでなく、**人件費や、知的財産権関連経費等**、

研究開発・事業化に必要な様々な経費が補助対象になります。

■ 申請には共同体を構成する必要があります



※詳細は公募要領参照

■ 事業の流れ



本事業に関する相談は主たる研究開発等の実施場所の都道府県を担当する
経済産業局にお問い合わせください。

連絡先

もっと詳しく知るなら

Go-Techナビ
中小企業の研究開発マッチングサイト

- 申請に必要な情報がすべて手に入る！
- 事業化に成功した好事例を多数掲載！
- 事業管理機関・研究等実施機関を全国から検索できる！

<https://www.chusho.meti.go.jp/sapoin/index.php>

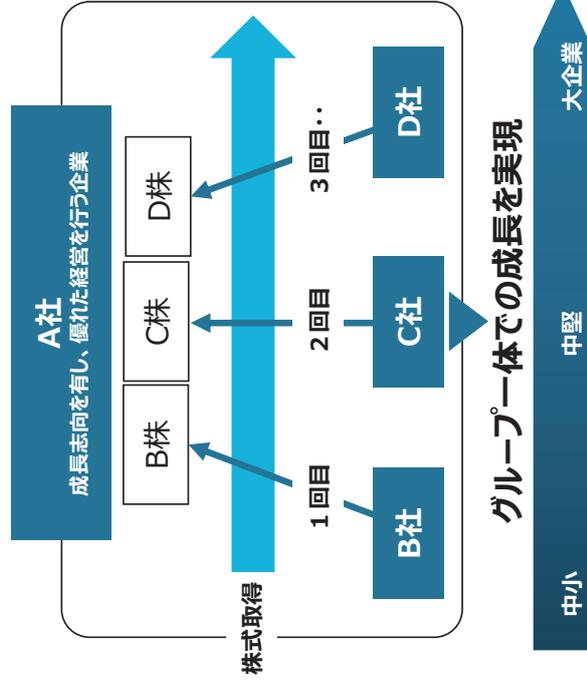
中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

T 100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
TEL : 03-3501-1816 FAX : 03-3501-7055

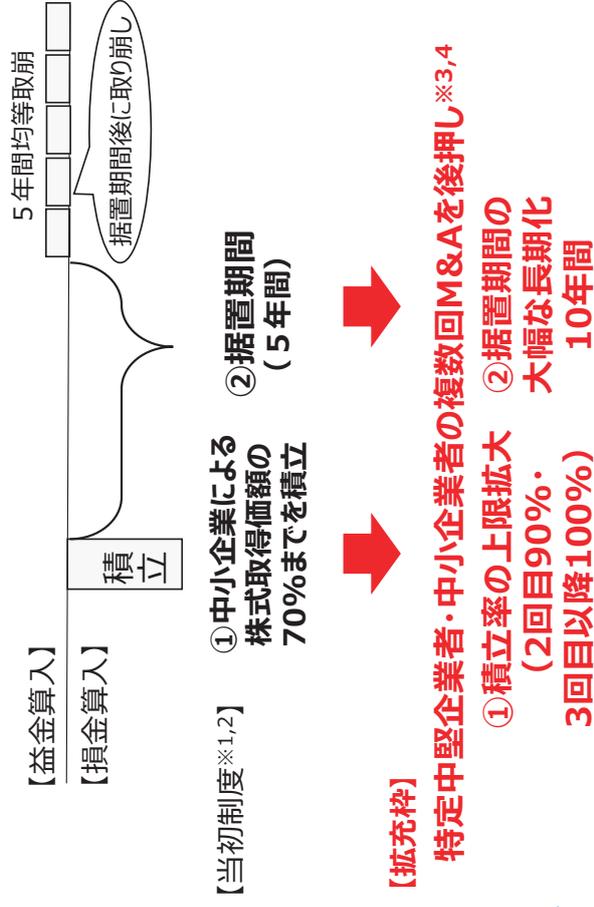
中堅・中小グループ化税制の創設（中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長）

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、令和6年度税制改正において、中堅・中小企業が複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：当初制度、赤：拡充枠)



- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。